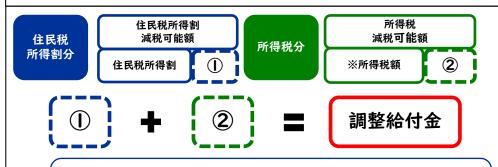
「定額減税調整給付金支給のお知らせ」が届いた方へ 💨 本宮市



定額減税補足給付金(調整給付金)のご案内

「調整給付金」とは?

- 物価高への支援の一環として、納税義務者及び同一生計配偶者又は扶養親族 I人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民 税所得割からⅠ万円)の「定額減税」が行われます。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に、定額減税しきれない額を | 万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」が支給されます。



※所得税額は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額で計算し ており、令和6年分所得額が確定後に給付額に不足が生じた場合は、令和7年 以降に追加給付を行う予定です。(時期詳細未定)

〈例〉4人家族(扶養3人)で、内一人が所得税3万円・住民税所得割

2万円(いずれも定額減税前)の納税義務者の場合

○定額減税可能額

所得税分定額減税可能額:3万円×(本人+扶養親族3人) =12万円 住民税所得割分定額減税可能額: |万円×(本人+扶養親族3人) = 4万円

- ○算出方法
- (1) 所得稅分定額減稅可能額(12万円)-所得稅額3万円=9万円
- (2) 住民税所得割分定額減税可能額(4万円)-住民税所得割額2万円=2万円
- ○調整給付金の支給額
- (I) 9万円 + (2) 2万円 = II万円

支給口座

- 別紙「定額減税調整給付金支給のお知らせ」に記載の口座へ振込を行い ます。申請等の手続きは不要です。
- 口座を解約している等の理由で口座を変更する場合、本給付金の受給を 辞退する場合は手続きが必要となります。必要書類を送付いたしますので、 下記連絡先までご連絡ください。

連絡期限:令和6年8月26日(月)17:00まで

※口座を変更する場合は、支給時期が概ね|ヶ月程度遅れます。

詐欺に注意!

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに市や県、国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があっ た場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。 また、市や県、国の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合は、 メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やか に削除していただきますようお願いいたします。市からメールによる給付金のお 知らせは一切行っておりません。

お問い合わせ

【支給口座等の手続きについて:社会福祉課】

住所:〒969-1151 本宮市本宮字千代田60-1 えぽか

電話:0243-24-5372

受付時間:平日8:30~17:15

【定額減税・支給金額について:税務課市民税係】

住所:〒969-1192 本宮市本宮字万世212 本宮市役所

電話:0243-24-5345

受付時間:平日8:30~17:15